

## 扶桑町緑化推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）は、扶桑町内の緑化の推進及び良好な生活環境づくりの促進を図るため、建物の屋上・壁面の緑化及び生垣の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において当該緑化事業に係る樹木等の設置者に交付するものとし、その交付については、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「緑化」とは、次に掲げる樹木等の植栽をいう。

(1) 建物の屋上に行う樹木又は地被植物等（一年草は除く。）を主体とした緑化面積3平方メートル以上の植栽。ただし、プランターを使用する場合は、1基当たり容量100リットル以上のものを使用する場合に限る。

（以下「屋上緑化」という。）

(2) 建物の壁面に行うつる性植物等（一年草は除く。）を主体とした緑化面積3平方メートル以上の植栽。ただし、プランターを使用する場合は、1基当たり容量100リットル以上のものを使用する場合に限る。（以下「壁面緑化」という。）

(3) 建築敷地（一体と認められる敷地を含む）に対して行う延長5メートル以上（既存のコンクリート塀又はブロック塀を取り壊して行う場合は、延長2メートル以上）の樹木の植栽。ただし、下記のいずれにも該当する場合に限る。（以下「生垣の設置」という。）

ア 樹木の植栽は、全部が公道又は隣地境界から眺望できるものとし、その一部は公道に面すること。

イ 樹木の高さは、植栽面より70センチメートル以上を有すること。

ウ 樹木の植栽は、延長1メートルにつき2本以上であること。

エ 公道に面して樹木を植栽する場合にあっては、道路の中心線から2.5メートル以上後退していること。

2 この要綱において「緑化推進事業」とは、扶桑町内で行われる前項の事業をいう。

3 この要綱において「緑化面積」とは、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出

方法により算出したものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象事業は、補助金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）が行う緑化推進事業（以下「補助事業」という。）で事業の内容が諸法令に反しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が行う緑化推進事業については、補助事業の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体又は公社・公団等の公的団体
- (2) 建築物の販売による利益を目的とした者
- (3) 建物及び建物の敷地を5年以下の賃貸借契約により借りている者
- (4) 町税を滞納している者
- (5) 扶桑町宅地開発事業等に関する指導要綱の対象となる事業を行う者
- (6) 同一の土地又は建物において、この要綱に規定する補助金の交付を受けたことがある者
- (7) 同一の土地又は建物において、緑化に係る他の補助金の交付を受ける者又は過去に交付を受けたことがある者
- (8) コンクリートブロック、石垣その他これらに類するものにより施工した基礎（地上60センチメートル以下の高さのものを除く。）の上に生垣の設置を行う者
- (9) その他町長が不適切と認める者

(補助金の額)

第4条 町は、予算の範囲内において、補助事業の実施に必要な経費のうち別表に定める経費について同表に定める額の補助金を事業者に交付する。ただし、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 事業者は、補助事業に着手する日の10日前までに規則第5条の規定による補助金等交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1又は様式第2）
- (2) 見積書
- (3) 緑化の設置箇所が借地又は借家である場合にあっては、所有者の承諾書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第6条第2項の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 事業者は、補助事業により設置した樹木等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(2) 事業者は、周辺地に悪影響を及ぼさないよう常に補助事業により設置した樹木等の適切な剪定等、健全な管理及び育成に努めなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 事業者は、申請の取下げをするときは、補助金等交付決定通知書を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

2 前項に定める期間内に申請の取下げがなかった場合は、事業者には、補助事業を行う義務が発生するものとする。

(計画変更等)

第8条 事業者は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに規則第8条の2の規定による補助事業等計画変更承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない次に掲げる変更については、この限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的又は効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められるとき。

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業の内容の変更

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

(事業遅延の報告)

第9条 事業者は、補助事業を予定期間内に完了することができないと見込まれるときはその理由を、補助事業の遂行が困難となったときはその理由及び遂行状況を記載した書類を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第10条 事業者は、補助事業完了後速やかに規則第9条の規定による補助事業等実績報告書を町長に提出しなければならない。ただし、最終提出日は、当該年度の3月31日とする。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 領収書(写し)

(2) 写真(着手前、完了後)

- (3) 補助金交付請求書（様式第3）
- (4) その他町長が必要と認める書類  
（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助率	補助限度額
屋上 緑化	補助対象となる経費は、緑化区画造成及び灌水施設等の工事、土壌及び樹木等の植栽に要した経費の2分の1。ただし、施工面積1平方メートル当たり補助額2万円を限度とする。	30万円
壁面 緑化	補助対象となる経費は、つる性植物等の購入並びに植栽及び誘引資材の設置に要した経費の2分の1。ただし、施工面積1平方メートル当たり補助額1万円を限度とする。	30万円
生垣の 設置	補助対象となる経費は、生垣の設置に要した経費の2分の1。ただし延長1メートル当たり補助額6,000円を限度とする。	10万円